

前橋市農業委員会に関する条例新旧対照表

改正案	現 行																																									
<p style="text-align: center;">○前橋市農業委員会の委員等の定数を定める条例</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、前橋市農業委員会の委員(以下「農業委員」という。)及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)の定数を定めるものとする。</p> <p style="text-align: center;">(農業委員の定数)</p> <p>第2条 農業委員の定数は、24人以内とする。</p> <p style="text-align: center;">(推進委員の定数)</p> <p>第3条 推進委員の定数は、53人以内とする。</p>	<p style="text-align: center;">○前橋市農業委員会に関する条例</p> <p style="text-align: center;">(趣旨)</p> <p>第1条 前橋市農業委員会(以下「農業委員会」という。)の選挙による委員の定数、選挙区、各選挙区において選挙すべき委員の定数並びに設置すべき部会及び各部会の委員の定数については、この条例の定めるところによる。</p> <p style="text-align: center;">(選挙による委員の定数)</p> <p>第2条 農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。</p> <p style="text-align: center;">(選挙区及び各選挙区の委員の定数)</p> <p>第3条 農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき委員の定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">選挙区</th> <th style="text-align: center;">選挙すべき委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">第1区</td> <td>第2区から第7区までの区域に属さない区域</td> <td style="text-align: center;">7人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2区</td> <td>芳賀、桂萱及び南橋の各市民サービスセンターの所管区域</td> <td style="text-align: center;">8人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第3区</td> <td>城南支所及び永明市民サービスセンターの所管区域</td> <td style="text-align: center;">8人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第4区</td> <td>大胡支所の所管区域</td> <td style="text-align: center;">3人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第5区</td> <td>富城支所の所管区域</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第6区</td> <td>柏川支所の所管区域</td> <td style="text-align: center;">4人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第7区</td> <td>富士見支所の所管区域</td> <td style="text-align: center;">6人</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(部会)</p> <p>第4条 農業委員会に農地部会及び農政部会を置く。</p> <p>2 部会の委員の選出区分及び定数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部会</th> <th style="text-align: center;">選出区分</th> <th style="text-align: center;">委員の定数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">農地部会</td> <td>選挙による委員が互選した者</td> <td style="text-align: center;">15人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第12条第1号の委員が互選した者</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>法第12条第2号の委員が互選した者</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">農政部会</td> <td>選挙による委員が互選した者</td> <td style="text-align: center;">25人</td> </tr> <tr> <td>法第12条第1号の委員が互選した者</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>法第12条第2号の委員が互選した者</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	選挙区	選挙すべき委員の定数	第1区	第2区から第7区までの区域に属さない区域	7人	第2区	芳賀、桂萱及び南橋の各市民サービスセンターの所管区域	8人	第3区	城南支所及び永明市民サービスセンターの所管区域	8人	第4区	大胡支所の所管区域	3人	第5区	富城支所の所管区域	4人	第6区	柏川支所の所管区域	4人	第7区	富士見支所の所管区域	6人	部会	選出区分	委員の定数	農地部会	選挙による委員が互選した者	15人	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第12条第1号の委員が互選した者	2人	法第12条第2号の委員が互選した者	2人	農政部会	選挙による委員が互選した者	25人	法第12条第1号の委員が互選した者	2人	法第12条第2号の委員が互選した者	2人
区分	選挙区	選挙すべき委員の定数																																								
第1区	第2区から第7区までの区域に属さない区域	7人																																								
第2区	芳賀、桂萱及び南橋の各市民サービスセンターの所管区域	8人																																								
第3区	城南支所及び永明市民サービスセンターの所管区域	8人																																								
第4区	大胡支所の所管区域	3人																																								
第5区	富城支所の所管区域	4人																																								
第6区	柏川支所の所管区域	4人																																								
第7区	富士見支所の所管区域	6人																																								
部会	選出区分	委員の定数																																								
農地部会	選挙による委員が互選した者	15人																																								
	農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号。以下「法」という。)第12条第1号の委員が互選した者	2人																																								
	法第12条第2号の委員が互選した者	2人																																								
農政部会	選挙による委員が互選した者	25人																																								
	法第12条第1号の委員が互選した者	2人																																								
	法第12条第2号の委員が互選した者	2人																																								